

保護者殿

都立板橋特別支援学校長

「治癒連絡票」御記入のお願い

学校感染症が治癒または軽快し医師の登校許可がございましたら、下記「治癒連絡票」の御記入、御提出をお願いいたします。

都立板橋特別支援学校長殿

担任→保健室

治癒連絡票

高等部 年 組 氏名

下記の疾病のため治療中でしたが、医師の登校許可がございましたので 令和 年 月 日から登校します。

・ インフルエンザ	・ 麻疹	・ 百日咳
・ 流行性耳下腺炎	・ 水痘	・ 結核
・ 咽頭結膜熱	・ 風疹	・ 伝染性紅斑
・ 腸管出血性大腸菌感染症	・ 流行性角結膜炎	・ 急性出血性結膜炎
・ 新型コロナウイルス感染症		
・ その他 ()		

※ 病名を○で囲んでください。

期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月 日

医療機関名

保護者名

分類	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準等	
第一種	エボラ出血熱	治ゆするまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう南米出血熱ペスト		
	マールブルク病ラッサ熱		
	急性灰白髄炎ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群		
	鳥インフルエンザ (H5N1)		
	指定感染症、新感染症		
第二種	インフルエンザ(H5N1 除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後二日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎急性出血性結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症例		溶連菌感染症
			手足口病
			伝染性紅斑(りんご病)
			ヘルパンギーナ
マイコプラズマ感染症			
流行性嘔吐下痢症			